

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	資料番号	11	担当課	消防防災安全課
			14-1	許認可等の内容	製造施設等の変更許可(第一種製造者)	
<p>高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号) (製造のための施設等の変更)</p> <p><u>第14条 第1種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>3 第8条の規定は、第1項の許可に準用する。</p> <p>[参考条文1] 高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号) (許可の基準)</p> <p>第8条 都道府県知事は、第5条第1項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。</p> <p>一 製造(製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、次条、第11条、第14条第1項、第20条第1項から第3項まで、第20条の2、第20条の3、第21条第1項、第27条の2第4項、第27条の3第1項、第27条の4第1項、第32条第10項、第35条第1項、第35条の2、第36条第1項、第38条第1項、第39条第1号及び第2号、第39条の6、第39条の11第1項、第39条の12第1項第4号、第60条第1項、第80条第2号及び第3号並びに第81条第2号において同じ。)のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>二 製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>三 その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>[参考序文2] (法第8条第一号 製造施設の位置等の技術上の基準)</p> <p>(1) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第53号) 第5条、第6条第1項、第7条第1項及び第2項、第8条第1項</p> <p>(2) 液化石油ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第52号) 第5条、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項及び第3項</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	11	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	14-1	許認可等の内容	製造施設等の変更許可(第一種製造者)	
<p>(3) コンビナート等保安規則(昭和61年12月13日通商産業省令第88号) 第4条、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項及び第2項、第9条、第10条</p> <p>(4) 冷凍保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第51号) 第6条~第8号</p> <p>(5) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示(昭和50年8月1日通商産業省告示第291号)</p> <p>(6) 高圧ガス設備等耐震設計基準(昭和56年10月26日通商産業省告示第515号)</p> <p>(法第8条第二号 製造の方法の技術上の基準)</p> <p>(1) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第53号) 第5条、第6条第2項、第7条第3項、第8条第2項</p> <p>(2) 液化石油ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第52号) 第5条、第6条第2項、第7条第2項、第9条第2項及び第4項</p> <p>(3) コンビナート等保安規則(昭和61年12月13日通商産業省令第88号) 第4条、第5条第2項、第6条第2項、第7条第3項、第11条</p> <p>(4) 冷凍保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第51号) 第6条、第9条</p> <p>(5) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示(昭和50年8月1日通商産業省告示第291号)</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定